



平成21年 5月 5日

各 医 師 会
感染症危機管理担当理事 殿

福 岡 県 医 師 会
感染症危機管理担当理事
原 口 宏 之
(公 印 省 略)

新型インフルエンザの診断検査のための検体送付等について

厚生労働省より、「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」及び「新型インフルエンザの検査のための検体の緊急搬送に対する協力について」等が発出されましたのでお送りいたします。

【送付文書】

1. 新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について
2. 新型インフルエンザの検査のための検体の緊急搬送に対する協力について
3. 新型インフルエンザ（インフルエンザH1N1）の症例定義について
4. 新型インフルエンザ相談対応窓口の設置状況について

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

事 務 連 絡

平成 2 1 年 5 月 4 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局長

新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について

新型インフルエンザの診断検査のための検体送付については、平成 2 1 年 5 月 1 日付け事務連絡「新型インフルエンザに係る積極的疫学調査の実施等について」の別紙 2 に示しているところですが、新たな検査法の導入初期でもあることから、地方衛生研究所でウイルス検査（PCR 検査）を実施する場合にあっては、当分の間、以下の取扱いとしますので、貴管下保健所に周知徹底をお願いいたします。

1. 臨床検体の採取にあたっては、咽頭ぬぐい液 2 検体、又は鼻腔ぬぐい液 2 検体を採取すること
2. 地方衛生研究所に 1 検体を送付すると同時に、国立感染症研究所へ 1 検体を送付すること。

なお、国立感染症研究所へ送付するにあたっては、次の宛先に送付することとし、事前に国立感染症研究所村山庁舎（TEL 042－561－0771）業務管理課に次の連絡事項ともに、送付する旨を連絡すること。

【連絡事項】

- ① 保健所名、担当者、問い合わせ連絡先電話番号
- ② 送付予定年月日、時間、（可能であれば到着予定時間）
- ③ 検査地方衛生研究所
- ④ 送付検体数
- ⑤ NESID の検体ナンバー

【送付先】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1

国立感染症研究所「新型インフルエンザ検査受付係」

また、送付に当たっては、事前に地方衛生研究所へ連絡し、NESID の検体ナンバーを伝えるとともに、地方衛生研究所が検体情報入力フォーマット(Excel ファイル)に入力する臨床検体番号を、確認の上、その番号記載したラベルを送付検体に付すこと。なお、「新型インフルエンザウイルス検査対応指針と検体搬送のガイドライン」の「第5章 ラベリング」、「第6章 臨床検体の輸送」に沿って行うこと。

3. 地方衛生研究所においては、保健所が検体を送付する時点で、保健所から連絡を受けた NESID の検体ナンバーを、既に、感染研より各地方衛生研究所へ配布されている「検体情報入力フォーマット(Excel ファイル)」に入力して、そのファイルを「バージョン 1」として、メールにより感染研指定のメールアドレス(swineflu@nih.go.jp)へ送付すること。

また、検査結果が出た場合は、同じファイルに結果を記入し、「バージョン 2」として送付すること。

例) 横浜市衛研 090501-1v1

横浜市衛研 090501-1v2

なお、「検体情報入力フォーマット (Excel ファイル)」のファイル名の取り扱いは、「新型インフルエンザウイルス検査対応指針と検体搬送のガイドライン」の「第2章、1) 診断検査優先実施期、地衛研での対応」の⑥に沿って行うこと。

照会先：

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

清水（昌）

03-3506-7312（内）249

事 務 連 絡

平成21年5月5日

各

〔	都道府県	〕
	政 令 市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ検査のための検体の緊急搬送に対する協力について

新型インフルエンザ対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザの疑いのある患者から採取された検体の搬送については、本日付で、別添のとおり、警察庁生活安全局地域課長から、各管区警察局広域調整担当部長等あて「新型インフルエンザ検査のための検体の緊急搬送に対する協力について」が通知されました。

つきましては、検体の搬送時に大渋滞が発生しているなど、速やかな搬送を行う上での支障が生じている場合、警察の協力を得られるよう要請を行うことができることとなりました。緊急搬送の要請を行う場合は、同通知を踏まえ、貴自治体から管轄の都道府県警察に連絡（110番通報）し、調整することとなりますが、手続きに遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、緊急搬送の要請を行うに当たっては、緊急搬送を行うことにより大幅な時間の短縮が見込まれ、かつ、公衆衛生上の意義や検査結果が与える社会的影響が大きい場合など、緊急性、必要性を十分考慮していただくようあわせてお願いいたします。

原議保存期間1年未満
(平成21年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 地 域 部 長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁地発第54号
平成21年5月5日
警察庁生活安全局地域課長

新型インフルエンザ検査のための検体の緊急搬送に対する協力について

海外における新型インフルエンザ発生に伴い、検疫・入国審査の強化等水際対策が実施されているが、新型インフルエンザの疑いのある患者が発見された場合には、検査のため患者から採取された検体を国立感染症研究所等に搬送する必要があるため、検疫所等から緊急自動車である警察用自動車による検体の搬送要請があった場合は、下記の要領により協力されたい。

記

1 緊急搬送体制の確立

新型インフルエンザの疑いのある患者は、国際空港等のほか、医療機関等で発見される可能性があることから、各都道府県警察は、緊急搬送の要請に的確に応じられるよう、検体の緊急搬送の趣旨等について周知徹底しておくこと。

2 緊急搬送の要請受理及び手配

検体の搬送要請は、検疫所等から管轄の都道府県警察に110番通報されることから、要請を受理した通信指令課(室)では、搬送元及び搬送先を確認のうえ、警ら用無線自動車による搬送を手配すること。

なお、警ら用無線自動車が事件・事故等の処理のため、要請に対応することができない場合は、警ら用無線自動車以外の緊急自動車である警察用自動車の活用を図るなどの措置を講ずること。

また、搬送先が管轄都道府県外である場合は、原則として県境で引き継ぐこととし、要請を受理した通信指令課(室)から関係する都道府県警察の通信指令課(室)に連絡手配し、確実に引き継がれるよう調整を図ること。

更に、搬送に航空機や列車を使用する場合は、要請を受理した都道府県警察は、出発地の空港や駅までの搬送とするが、到着した空港や駅からは、これを管轄する都道府県警察が搬送を実施することとなるので、要請を受理した都道府県警察は、警ら用無線自動車に同乗する担当職員の氏名及び携帯電話番号、便名や列車名を聴取のうえ、到着地を管轄する都道府県警察に確実に連絡手配すること。

3 緊急搬送の要領

搬送元から担当職員と検体をパトカーに同乗させ、緊急走行により搬送を行うこと。

また、引き継ぎのため、県境で担当職員等が乗り換えとなるので、引き継ぎに適した安全な場所を確保して実施すること。

4 警察庁への報告

各都道府県警察が緊急搬送を実施した場合は、その都度、警察庁生活安全局地域課に要請日時、要請元、搬送日時、搬送先、従事警察官の人数等について、速やかにFAXで報告すること。

【本件担当】

警察庁生活安全局地域課
佐藤警視(800-3601)
FAX: 800-3609

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 5 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{政 令 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ（インフルエンザ H 1 N 1）の症例定義について

平成 2 1 年 4 月 2 9 日、健感発第 0429001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H 1 N 1）に係る症例定義及び届出様式について」において症例定義を定め、5 月 1 日事務連絡において、症例定義にある「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について、メキシコ、アメリカ、カナダと定めたところです。

このうちアメリカについては、アメリカ（本土）を指すことを念のため申し添えます。

「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について

(5月5日12時：最終更新)

- ・ 国立感染症研究所の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定めます。

(新型インフルエンザが蔓延している国又は地域)

メキシコ

アメリカ（本土）

カナダ

※ 今後は、状況に応じて、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) にて、周知していきますので、ご確認ください。

事 務 連 絡

平成 2 1 年 5 月 4 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザ相談対応窓口の設置状況について

標記については、先般、都道府県等から提出のありました調査票データを本日公表したので、お知らせいたします。

厚生労働省ホームページ 新型インフルエンザに関する情報

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090504-01.html>

照会先

厚生労働省

新型インフルエンザ対策推進本部 事務局 国内班

TEL 03-3506-7312 (内)210・211・250